

第21回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後1時30分から午後16時00分

2. 開催場所 市役所1号会議室(新館5階)

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(1人)

10番 古家貴喜

5. 議事日程

議事

議案第169号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録申出について

議案第170号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第172号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第173号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第174号 農地転用許可後の計画変更承認申請について

議案第175号 農地改良届出について

議案第176号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(利用権設定)

議案第177号 糸島市農用地利用集積計画の審議について(所有権移転)

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について（報告）
- 2) 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請の取下申請について
- 3) 農地対策委員会（B班）報告について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（10月認定分）
- 5) 利用権設定に係る営農ヒアリング資料について
- 6) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局

それでは、井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言をお願いいたします。引き続き、職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。よろしくお願いいたします。

職務代理者

皆さん、こんにちは。今日、未明から久しぶりの雨というか、まあ1週間ぐらい前に降ったんですけど、今回はちょっとしっかり降ったみたいで田畑も潤ったんじゃないかなと思います。

今年の秋は10月から好天続きで、稲の収穫も順調にいったようです。これからも一雨ごとに気温も下がって寒くなりますので、皆さん、体に十分注意しながらいろんな方面で活動していただきたいと思います。

それでは、農業委員会憲章を唱和いたしますので、皆さん御起立をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

ただいまより第21回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は古家委員が体調不良のため欠席の報告を受けております。現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

皆様、改めまして、こんにちは。仕事の忙しい中にお集まりをいただきありがとうございます。また、先に、井上職務代理が言いましたように、久しぶりの雨でまあ少しは潤ったかなと言っておりますけれども、今日の夕方からはもう晴れてくるというふうな天気予報も聞いておりますので、まあもう少し降ってもらったらなというふうには思っております。

そして、ちょっと私ごとで申し訳ないんですけども、年明けたら手術ということで、ちょっと1か月ほど業務ができませんので、職務代理なり、副会長なりが務めていくかと思っておりますけれども、まあ皆様には御迷惑をおかけするかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

また、その手術に当たって、ちょっと血糖値が高いもので、先に血糖値を下げるということで、来週の月曜日にちょっとその病院に紹介されていくんですけども、またそこでもちょっともう入院したほうが早いんじゃないかなというふうな先生方の意見もありますので、ちょっとそこらはどうなるかははっきりは分かりませんが、皆様方には本当に御迷惑かけるかと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。東司委員と原田正成委員
お願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第169号「農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出に
ついて」。あっせん譲受候補者名簿への登載申出が1件出ております。読
み上げて提案させていただきます。受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長

ただいま、事務局のほうより説明がありました。何か質問、意見ありま
したらお願いします。

ないようですので、ちょっと質問いいかな。この専従者は1人やろうば
ってんが、その雇用なり何なりが大体どれぐらいいらっしゃるのか、そこ
いらは分からんのかな。1人でこげん、約2町ほど。事務局。

事務局

雇用されてある人数は申出の中には書かれてないんですが、一応もう主
となる方がお一人ということで書かれてあります。

で、まあパートの方というのはもうかなり人数いらっしゃるとは思いま
すけども、ちょっと具体的な人数までは書かれておりません。

議 長

そしたら、イチゴやけど、そこはその何かな、ハウスがあるところがい
いのか、またその更地というか、何も建ってないところでも借りればでき
ると、したいということなのか。事務局。

事務局

作付される作物がイチゴということですので、空きハウスがあるところ
というのが一番望ましいのではないかとはい思いますけれども、ハウスがな
い平場でも可能だということではお伺いしております。

以上です。

議 長

宗委員。

農業委員

12番、宗です。そのイチゴは土耕でされるんですか、それとも水耕で
されてあるんですか。畑が、ハウスだけど水耕とかもあるから、ちょっと
確認の意味で質問しました。

議 長

事務局。

事務局	具体的な栽培方法につきましては確認をしておりますが、恐らく水耕ではないだろうと思います。
議長	そして、規模、面積っていうのはないのかな。事務局。
事務局	面積としましては、まあ大体、1町程度ということではお伺いしております。 以上です。
議長	ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。中原委員。
農業委員	11番中原です。申出者の株式会社伊都きんぐ農園さんは、農地所有適格法人ということでしょうか。
議長	事務局。
事務局	適格法人の資格は持ってあります。
農業委員	分かりました。
議長	ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。 (質問、意見なし)
議長	ないようでしたら採決入ります。 あっせん譲受候補者の登録について異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員です。
議長	それでは、次の議事に入ります。事務局。
事務局	議案書の3ページをお願いいたします。 議案第170号「農地移動適正化あっせん申出について」。あっせんの申出が1件出ております。申出地の場所につきましては、議案書の4ペー

ジから5ページに記載をしております。申出内容を読み上げて提案させていただきます。受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 以上、提案を説明されました。それでは、あっせん委員の指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、暫時休憩として譲受候補者の選定をお願いいたします。

(休 憩)

議 長 それでは、会議を再開いたします。
それでは、平野推進委員のほうより報告をお願いいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、事務局のほうより再度、確認の報告をお願いいたします。

事務局 **【地区別にあっせん委員及び譲受候補者を報告】**

議 長 それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。
議案第171号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、議長を職務代理に交代いたします。

職務代理者 それでは、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、6番目が内野会長の御親族ということですので、6番目から審議をしたいと思っておりますので、会長、退席をお願いします。

(内野会長 退室)

職務代理者 それでは、6番目の説明をお願いします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

職務代理者 ありがとうございました。事務局。

事務局 補足をさせていただきます。この件につきまして、譲受人に貸付地がございますが、理由としましては、担い手による農地集積に協力をするための貸付ということで聞き取りを行っております。

続けて、3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。議案書6ページをお願いいたします。6番の件につきまして、6つの審査項目のうち1つでも「はい」に該当する場合は、原則として許可できないことになっております。この件につきましては全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断では許可相当であるというふうに判断しております。

以上です。

職務代理者 それでは、番号6番について質問、意見のある方の挙手を求めます。どなたかございませんか。

(質問、意見なし)

職務代理者 ないようですので採決に入りたいと思います。

番号6番、許可と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者 全員です。全員の手が挙がりましたので許可といたします。

(内野会長 入室)

議長 それでは、議事を進めていきます。1番を古家貴喜委員ですが、今日、欠席ですので、事務局のほうより説明をお願いいたします。

事務局 議案書7ページの1番ですけれども、番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、2番を加茂委員、お願いします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

この方は、農業経験はあるということでお伺いしております。
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、3番を井上職務代理、お願いします。

職務代理者 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、4番を奥委員。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

新規就農で植えるのはレモンということです。こちらは業者で、なり始めたら産直と一緒に置いていってるようです。

議 長 続きまして、東司委員、お願いします。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、7番を三坂委員、お願いします。

農業委員 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、8番を東司委員、お願いします。

農業委員 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きますて、9番を中原委員、お願いします。

農業委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

あっせん売買で、10アール辺り110万で売買されてます。
以上です。

議 長 それでは続きますて、10番を宗敏郎委員、お願いします。

農業委員 受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 ありがとうございます。事務局。

事務局 補足説明をさせていただきます。4番の案件につきまして、譲受人の耕作面積がありませんので新規就農となるんですが、面積も狭いですし、自家消費、また、そのもう、先ほど奥委員の説明にもございましたので、今回、面談は省略しております。

それから、次の5番ですけれども、譲受人に貸付地がございますが、畑については管理をしているということで、また、申請人双方が親戚関係にあるということもありますし、既にもう申請地については以前から譲受人の方が管理をしていたということで聞き取りを行っております。

で、水田については地域の担い手の集積に協力するために貸付をしているということで、お伺いしております。

それから、7番ですけれども、こちらも耕作面積がございませんで、新規扱いになるんですが、譲受人が以前より自家消費のための作物をもう既に作ってあったということと、申請人のお二人の関係が兄弟ということもございましたので、今回、面談を省略させていただいております。

続けて3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。6ページをお願いします。先ほど6番の案件については報告をさせていただきましたので、それ以外の部分についての報告になりますが、6つの項目のうち1つでも「はい」があると原則許可できないということになっております。

しかしながら、今回は全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上

の判断上もう許可相当であると判断をしております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それと、あっせん売買で成立した分がある分の金額が分かればお願いしたいと思いますが、3番は幾らになるか分かりますか。反当でいい。宗委員お願いします。

農業委員 17番、宗です。受付番号10番の件ですけど、反当当たり90万。端数切って、総額580万です。

議 長 90万。

農業委員 90万ですね。

議 長 今のが10番ですね。

農業委員 もう1回言います。反当90万で総額580万。端数取ってで580万となります。

農業委員 3番。

議 長 うん。3番。

職務代理者 3番はですね、売買代金392万7,200円です、総額で。もう一度言います。392万7,200円。

以上です。

議 長 あの売買のところは分かりかねるとですか、あれは。売買価格は。8番は分かりますか。事務局。

事務局 8番につきましては、総額で22万ということで把握しております。あとはちょっと分からないですね。

議 長 分かりました。

それでは、3条につきまして質問、意見がある方はお願いいたします。
田中委員。

農業委員 4番、田中です。あっせん売買に伴う譲受人の経営面積の確認をしたいとですが。どういう具合になつとるんですか。条件に。

議 長	譲受人の条件。
農業委員	面積。経営面積。
議 長	経営面積はここに書いてある分で。
農業委員	あっせんの条件。
議 長	あっせんの条件。
農業委員	はい。
議 長	ああ。これは。うん。事務局。
事務局	9番の案件についてっていうことですかね。
農業委員	そうです。
事務局	この譲受人の方につきまして、もう施設栽培で集約的農業をされてある方になります。で、経営基盤の基本構想に、市のほうが定めております基本構想に沿って集約的にこの方が花卉栽培をされてある方になるんですが、指標となる面積としましては5, 000平米以上になってればいいということになってますので、今回あっせんの対象、譲受候補の対象として上がっております。 以上です。
農業委員	分かりました。
議 長	ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。濱地委員。
農業委員	16番、濱地です。贈与が結構多いようなんですが、お二人の続柄をここには書いてはもらえんのですかね。
議 長	事務局そこいらできる。贈与の場合、その、どういう関係かっていうの。
農業委員	その辺が口頭でもいいばってんくさに。聞きたいばってん、新規の人もおるけんね。そやけん……。

議長 大体、贈与のときはどういう関係かっていうのは、その判押すときに大体分かるはずなんですけど。だけん、大体、その、説明のときに、まあどういう関係ですということはやっぱ、そのときに報告をしていただきたいなというふうに思います。

農業委員 少ないときもあるばってん。結構、面積も大きくなるけんね。

議長 まあその、何かやっぱりちょっと深い事情のある方もおられるかなというふうにも思いますし、まあ大体の贈与する状況の関係ということであれば、ちょっとこの書面に、まあそのよそには、皆さんあれせんとは思うとですけども。もう口頭だけではできないですかね。やっぱり書いたほうがよかですか。濱地委員。

農業委員 いやいや、その口頭で結構なんですけど。

議長 じゃああの。

農業委員 一応、……あれなら出して。

議長 うん。まあそういうふうで、やっぱりちょっと、いろいろやっぱそこそこであるかなということとしますので。まあその、農業委員さんの。

農業委員 言えないところはいいですから、言える範囲で結構です。

議長 農業委員さんの判子押すときに、そこいらはちょっと十分聞いて報告をお願いしたいなというふうに思います。

ほかに何か質問、意見ありませんでしょうか。中原委員。

農業委員 11番、中原です。受付番号2番の譲受候補者の方ですけども、農業経験があるということですが、水巻町からでもその栗崎ということになろうかと思いますが、その管理等は大丈夫なのかということを確認したいと思います。

議長 加茂委員。

農業委員 譲受人の■■■さんは今、北九州のほうで不登校の子供を預かって、農地を週に1回ぐらい耕作されてるということで、予定としては来年の6月の4日には二丈のほうに移住するというごほういでございます。

農業委員

分かりました。

議 長

よろしいですか。ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。宗委員。

農業委員

1 2 番、宗です。ちょっと今思い出したんですけど、2 番の■■■■さんって志摩の野北の贈与された方でしょうか。贈与してもらって、その土地がばあになった■■■■さんですか。

議 長

それはそうなの。はい。事務局。

事務局

2 番の譲受人につきましては、以前ですね、宗委員がおっしゃられるように、野北の、以前、牛舎か何か、畜舎と合わせて、まあ新規就農で譲り受けたいということで3 条出されてあったんですけども、調査部会のと看とかにもいろいろ指導をしまして、最終的にもう畜舎のところはもう耕作できんでしょうという話をして、その分は取り下げていただいて、すぐため池があるんですけど、その横のちょっと面積まで覚えてないんですけども、もうわずかではあったと思うんですが、そこだけ3 条で許可を出すという形にはしております。

そのとき面談も行っておりますので、一応、今回も面談の対象として外してはおるんですけども。

で、一応、ちょっとこの方、以前、その3 条で許可を取られた分については、なかなかちょっと登記までいきついていないという状況で契約も解除したということでお伺いしましたので、一旦許可の取消願というのを出していただいて、以前の分はもうなしというふうにしております。

で、今回、改めて、もう二丈吉井のほうの土地についての申請を今回上げてあるというふうな状況ですね。

農業委員

これまた贈与をされても、その農機具とかは一切何も持ってないからですね、どうやって耕したりされる、草切ったり、管理とかしていく予定なんですか。

議 長

事務局。

事務局

営農計画につきましては、以前その野北のほうで就農されると言われてあったときの作付作物の内容であったり、道具関係ですね、については、もう前のまんまということで出されてある状況です。

以上です。

農業委員 そしたら、結局、贈与って何かあっちこっち、糸島市の掲示板じゃないけど、何かそういうふうにして、後で桜井のほうにもこういう■■■さんっていう人が来たよという話は聞いたんです。

 それで何か糸島中を何か贈与で農地をもらうような方かなと思って。

 だけん、こういう人ちょっと、あの、厳しくしとかんと農地ばかり贈与でもらって、あとは知りませんよって言いつしやっちゃないかなと思って。ちょっと何かこの人、話しよって何かちょっと、ちょっと危ない。

議 長 まあその3条ですから、まあ耕作してもらうのが当たり前のあれやけんですね、その、あなたはちょっとあれですとか。

農業委員 外すことはやっぱ無理ですかね。

議 長 ていうことはですね、やっぱこう、あの、時々こっち。あの、そやけん、加茂委員がこう、その土地をちょっと見ながらですね。

農業委員 そうですね。加茂委員にちょっとあの。

議 長 うん。してもらって。

農業委員 あの、まあ……。ちょっと何か。

農業委員 分かりました。

農業委員 ぐずぐずやないばってん。ぴしゃつとしんしゃいなんだけども。

議 長 まあそこいらは、もう地元の農業委員さんなり、推進委員さんなり、その指導の下やっていたきたいなというふうにも思います。丸山委員。

副会長 3番、丸山です。ちょっとすみません、加茂委員。確認なんですけど、あの、関係、贈与の関係、もう1回ちょっと。

農業委員 関係は聞いておりません。

議 長 聞いておりませんやったんかいな。

農業委員 はい。

議 長	何か言いよんっしゃったっけ。
副会長	じゃあ分からないんですね、その。
農業委員	はい。
副会長	どういうあれでか、どうされたかっていうのは。訳が分からんですね。
議 長	それでは、ほかに質問お願いいたします。
	(質問、意見なし)
議 長	<p>なかったら採決に入ります。</p> <p>それでは、3条の件で6番を抜けた1番から10番までの許可申請について採決をいたします。許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
議 長	全員です。
議 長	それでは、次の議案に入ります。事務局。
事務局	<p>議案書は12ページのほうをお願いいたします。</p> <p>審議に入ります前に、この2番の案件につきまして、先月、一時転用ということで申請が出されてあった案件なんですけど、今回、計画を変更して申請をされてありますので、以前の申請分につきましては、取下げをされてありますので報告させていただきます。</p> <p>取り下げ内容につきましては、計画を変更するということですので、80ページに一応記載をしておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案第172号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。</p>
議 長	それでは、第1調査部会で調査を行っております。それでは、藤嶋部会長のほうより提案と報告をお願いいたします。
調査部会長	それでは、4条の受付番号1番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別紙の調査説明資料については1ページと2ページをお目通し願いたいと思います。それと、申請地は、議案書の13ページの地図をお願いしたいと思います。

確認されます中で、農地区分は、泊の土地区画整理事業区域内ということになっておりまして、今言われます第3種農地であります。

調査部会としましては、泊の土地区画整理事業の区域内ということでありまして、周辺農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別紙の調査資料の3ページと4ページをお願いさせていただきたいと思えます。それと、申請地は、議案書の17ページの地図を参照していただきたいと思えます。

農地区分は、福吉駅から300メートル以内ということで第3種農地に当たります。

調査部会といたしましては、農業用倉庫の建築であるために許可相当であると判断をいたしております。ただ、現地調査の際に、ハウスの基礎や伐採されております樹木等が置かれておりましたので、撤去されますようにということをお願いしております。ただ、倉庫と駐車場の敷地内の取り方の件ですけれども、どうしてこのような取り方をされたという理由を求めたいということをお願いをしております。後ほど、事務局より説明を賜りたいと思えます。

受付番号3番に行きます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査資料は、5ページと6ページをお願いいたします。地図については議案書の21ページのほうであります。

農地区分については、ここも福吉駅から300メートル以内ということでありまして、第3種農地ということになります。

調査部会としましては、福吉駅の近隣ということに当たりますので、200メートルという場所であると思えますけれども、駐車場ということでありまして、利用者の関係をお聞きしますと、予定されております28台の中にも現在、仮予約という中で、過半数14台の予約をされておるとい

ことを確認いたしております。そういう面から貸し駐車場として許可相当であるというふうに判断をいたしております。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

補足をさせていただきます。案件の2番につきまして、現地調査の際にありましたビニールであったり、伐採した樹木等につきましては、ビニールについては、廃ビニールの日にはJAのほうに持っていくということで聞いておきまして、伐採した樹木等については業者のほうに近々引き取ってもらおう予定にしているということで聞き取りを行っております。

それから、敷地の取り方なんですけれども、現地調査の際には、道路沿いのほうに建物も駐車場も寄せた形でしたほうが効率がいいんじゃないかなというふうな御意見も出ておたわけですけれども、申請者のほうにその内容も話したところで聞き取りを行いましたら、一応、前面道路につきましては、生活道路でもあるため、周辺、住環境への配慮ということで、道路沿いに設置することはちょっと適切ではないと御判断をされたということで奥のほうに持っていったということでした。

それから、建築確認につきましては、ちょうど前面道路がかなり狭い状態で建築基準法上のいわゆる法外道路ということで、接道要件が取れない道路に接しているようになってますので、その辺り県と協議が調っているのかどうかということで確認を行いました。

そしたら、今、県との協議はもう許可見込みはあるというところまでは確認をしているということで、引き続き詳細な協議を行っているということで確認をしております。

報告については以上で、引き続き基準表の説明をさせていただきたいと思っております。ページにしまして11ページになるんですけれども。

農地法4条の規定による許可申請につきましては、一般基準と立地基準の大きく2つの基準によりまして許可の可否を審議していただくこととなります。

一般基準につきましては、各項目とも適当、該当なしとなっており、問題はないと判断をしております。

立地基準につきましては、議案書のほうにも記載しておりますし、調査部会長からの報告にもございましたので、割愛させていただきます。

以上です。

議 長

ただいま、4条につきまして説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。丸山副会長。

副会長 3番、丸山です。2番のその■■■さんのところですけども、これ今、取下げ申請も出てますよね、一緒に。最初的时候には、その農地改良のときは何か作付するということを出てた、どういうあれで出てたんですか。これ取り下げてから、最初から駐車場目的というか、そういうあれでされてたんですかね。最初的时候のそのこれは、農地改良っていうのは。何か、最初的时候には何か。

事務局 今ちょっと資料がですね、もう一旦取り下げられてあるので、ちょっともう執務室のほうにもう置いてはきてる状況で、ちょっと作物名まではちょっと分からないんですが。

とにかく、改良してその後、まあ水は引けないので。もう野菜を作りたいということだけはちょっと記憶しておるんですが、ちょっと詳細は分かりません。

副会長 ということはその後、転用というか、土地改良された後に、またしたら、そういう状況の中で、今度は駐車場に変えるということになった。今回、出されてるのは。

だから、ただ水回りが悪いとか何かそういうことで作付できないからっていうところでのあれですかね。駐車場っていう形なんですかね。

議長 事務局。

事務局 先月出されてあった一時転用、御本人さんの想定されてあった計画と、あと実際に工事を施工される業者さんとのちょっと、それぞれが想定してあった計画の内容がちょっと食い違いがあったようで、一応、その前回の分は、前回の分で申請者側のほうに指摘事項等ぶつけてですね、これはこうしてください、これはどうなってるんですかっていうふうな打合せはさせていただいたんですけども、実際その内容を施工業者さんのほうに申請人のほうがお伝えされた中では、業者さんのほうとしては今回上がってような計画の内容で施工を依頼されているものというふうな認識があったみたいですけど、ちょっとその辺の認識の違いがあったということで、改めてそこはもう業者さんと申請者とで整理をされたところで以前の分は取下げ、で、今回が最終的な計画ということで上げられてあるというふうなことでは聞いております。

議長 よろしいでしょうか。

副会長 はい。

議 長	<p>ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>4条許可申請について許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員です。</p> <p>それでは、1時間たちましたので、ここで15分間休憩といたします。</p> <p>休憩に入ります。</p> <p>(休 憩)</p>
議 長	<p>審議を始めたいと思います。事務局。</p>
事務局	<p>議案書の26ページをお願いいたします。</p> <p>審議に入ります前に、ちょっと4条に引き続いて申し訳ないんですが、二丈松国でのバイクショップの駐車場の申請が先月上がっておったと思いますが、継続審議としていた案件です。一応、申請内容を整理していただいて、再度申請をしていただくということで一旦申請自体は取下げをされてありますので、御報告をしておきます。</p> <p>続けて議案のほうに入らせていただきたいと思いますんですが。議案第173号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>5条も第1調査部会で現地調査を行っております。報告、提案をお願いいたします。</p>
調査部会長	<p>26ページになります。番号1番。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> <p>別冊の調査資料については、7ページと8ページをお願いいたします。申請地は、議案書の28ページの地図を参照願います。</p>

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがありますために、第1種農地ということになります。調査部会としましては、申請されております申請者はナスのハウス栽培をされてあるということで、近くの農業用の資材置場を設けたいということでもありますので、許可相当であると判断をいたしております。

地図の中でも分かりますように、瀬戸公民館の近くということになります。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の9ページと10ページをお願いいたします。申請地は、議案書の33ページの地図を参照いただきたいと思います。

農地区分は、用途地域内農地ということでありまして、第3種農地に相当いたします。調査部会としましては、用途地域内ということでありまして、周辺も分かると思えますけれども、宅地化が進んでいる状況という中で、周辺農地等の影響はないと考えられますので、許可相当であるというふうに判断をいたしております。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の調査説明資料では、11ページと12ページをお願いいたします。申請地は、議案書の38ページの地図を見ていただきたいと思います。

農地区分は、鹿家駅から300メートル以内という場所でありまして、第3種農地ということになります。調査部会としましては、駅も近いということで、国道202号の道路を挟んで北側のホテルですかね、宿泊施設の駐車場ということを目的とされておる申請であるという状況であります。内容的には許可相当であると判断をいたしております。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊資料については、13ページと14ページを見ていただきたいと思います。場所については、議案書の42ページに地図が載っておりますので、お目通しをお願いいたします。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ということで、その他農地に、第2種農地相当ということでもあります。調査部会としましては、

周辺の農地への影響もないということから、許可相当であるというふうに判断をいたしております。

受付番号5番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

一時転用ということで、前回の継続審議分でございます。

この件については、調査部会として8月に申請が提出され、農業委員会としては、地形審、地形形状変更審査会の開催を依頼するというようになっております。

先日、11月8日の日に地形審が開催されるということでありまして、その状況については入られております事務局よりですね、後ほど報告を願いたいというふうに思います。

以上です。

議 長

事務局。

事務局

補足をさせていただきます。5番の案件につきまして、今、部会長からの報告もありましたように、11月8日に地形形状変更審査会、開催されております。

内容としましては、関係する課からの意見等、それから、地元区長から、それから水利委員からの意見、それぞれをその場で出していただいたわけですが、地元区長のほうからの意見としては、石積み施工については、周辺で、もう以前から行われていることで、崩壊したところは今のところはないので、構造についてはもう信用していいんじゃないかということで発表されております。

水利委員につきましては、申請地の近隣、まあ下流側に2軒、住宅がございますので、影響がないように施工してほしいとの意見が出されました。その中で農業委員会からは、以前から心配をしておりました土留め構造、野石積みとなっておりますので、その部分についても発言をさせていただきます。

通常、石積み擁壁につきましては、明確な基準というのがございませんので、まあ結局はどこかによりどこを持っていかないといけないということで、今回、発表させていただいたのが、県のほうが定めております土木工事の共通仕様書というのがございましたので、その中に石積み、ブロック積みの工事の仕様というのがございました。

それに基づきまして、まあそれを基準にして、かつ、現地の状況に合わせて施工するよにということ伝えております。それに併せて擁壁の構造図の提出もお願いしたいということで意見を述べさせていただきます。

ます。

実際に、この県が示します仕様書に基づいて計画を見直していただくということになると、まあ図面は当然変わってくるんですけども、資金計画等も変更になってくる可能性がありますので、その場合は書類、変わった部分については、差替えをしてくださいということでも伝えております。

かつ、8月に提出をされておまして、何か月も今、判断が先延ばしになっているという状況につきましては、安全な施工となるように慎重に審議を農業委員会のほうでは進めていますので、理解をしていただきますようにということでの意見も発言させていただいております。

ちょうどその審議会が終わりまして、まあ設計が大きく変わるんじゃないかということももう予想されましたので、一旦ちょっと取り下げをしていただいて、もう整理をきちっとつけた状態で、前段での協議等も全て調べていただいて、改めて出していただけないかということも区長と施工業者のほうと話をさせていただいたんですが、まあ保留としとってほしいというふうな先方からの意向を伝えられております。

そういったことで、今回の5番につきましては、一応、議案としては挙げてはおりますけれども、保留という形を取らせていただけないかというふうに思っております。

本日、午前中に施工業者のほうから電話が私宛てにございまして、結論としては、設計は大きく見直しますということで聞いております。その中で、今現在、石積みの施工になっておるんですけども、これはなくすかもしれないということも言われてありました。ただ、その設計の詳細というのはまだ何も図面等できておりませんので不明ですけども、大きく変わるということだけは連絡を受けておる状況です。

5番に関しての地形審の状況としては以上になります。報告は以上とさせていただきますので、ちょっと続けてですね、それ以外の案件につきましての基準表の説明を併せてさせていただきたいと思っております。

今回の農地法の5条の規定によります許可申請につきましては、4条と同様に一般基準と立地基準の2つの判断を行っていただくわけですけども、基準表につきましては、議案書の11ページに掲載をさせていただいております。一般基準につきましては、5番の雷山の案件を除いて、各項目につきましては、適当、該当なしとなっておりますので問題はないと判断はしております。

立地基準につきましては、議案書にも記載への掲載、それから、部会長からの報告にございましたので割愛をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長

それでは、農地法第5条につきまして、まずは1番から4番につきまし

て意見、質問ありましたらお願いいたします。井上職務代理。

職務代理者 2番の譲渡人の誤字の訂正をしたいと思います。■■■■さんの「■」は■という字になっておりますが、これ■という字だと思います。34ページの字図にも■という字になっておりますので、多分、以前、推進委員もされていた方だと思いますので、こちらのほう正してください。

事務局 申し訳ありませんでした。職務代理のおっしゃられるとおりです。

職務代理者 説明資料も■だったからですね、よろしく。

議長 それでは、今の■■■■さんの「■」■という字を■という字に変えてください。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に移ります。

第5条の1番から4番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

続きまして、5番につきましては、今、図面等々で差し替えがあるということで、保留という形にしたいということですが、何かそれにつきまして意見なりありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので5番につきまして、採決をいたします。5番につきまして保留という格好で持っていきたいと思いますが、それでいい方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議 長 それでは、次の議案に入ります。事務局。

事務局 議案書の59ページをお願いいたします。
議案174号「農地転用許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 これも第1調査部会で行っておりますので、報告をお願いいたします。

調査部会長 議案書59ページになります。受付番号1番、別冊の調査説明資料は17ページと18ページをお願いいたします。申請地も議案書の61ページに地図が参照になるかと思えます。
農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ということでありまして、その他農地、第2種農地相当ということになっております。現調やまして、調査部会としましては、当初、許可を取得されました工事内容的には変更はあっておりませんという判断です。
それと、今回の申請の変更申請については、工事期間の延長のみということでございますので、3年から5年、2年の延長申請であるということと許可相当であるというふうに判断をいたしております。
以上です。

議 長 事務局。

事務局 それでは、基準表の説明と報告をさせていただきたいと思えます。
基準表につきましては、議案書の60ページのほうにつけさせていただいております。
まず、報告ですけれども、この件につきましては、11月8日の日に地元、本行政区のほうから一時転用工事に関する意見書というのが事務局のほうに提出されました。内容につきましては、現状で農地としての利用ができるのではないかとことや、以前から土砂の流入、下流の水路への土砂の流入等がありまして、対応がちょっと不足しているということの意見や、あと、土の搬入路の途中なんです、一部拡幅を手続なしにしてるんじゃないかというふうな指摘が意見書の内容には記載されておりました。
今回の計画変更の承認申請につきましては、先ほど部会長の報告にもありましたように転用目的は当初、許可を取られた内容から変更することがなく、期間の延長のみにはなっておるんですが、60ページの審査表に基づいての話にはなってくるんですが、60ページのちょっと横向きになってますが、縦向きに見ていただいて、2番の転用目的を変更せずに事業計

画のみを変更する場合のところに該当してきますので、大きくはdとeとfの3項目によって判断をするようになります。

まず、1つが、変更後に事業者が事業計画に従って実施することが確実であるか。それから2番目が、変更後に周辺地域における農業等に及ぼす影響が変更前と比べて、同等、またはそれ以下となるかどうか。それから3番目、変更後の事業が農地転用許可基準に合致したものであるかっていう3つの項目に該当するか否かっていうことで判断をするようになります。

この中の1番と3番については、該当するのではないかと判断はしておるんですが、2番の部分につきましては、変更後に周辺地域における農業等に及ぼす影響については、まあ提出された意見書のほうにも記載があったんですが、まあ現場行かれた方は分かれると思うんですけど、ちょうど本区のお宮の横の道をずっと上っていきまして、なおかつ、左手のほうにずっと上り上がる道のちょっと手前ぐらいに向かって右側の、もともと落ちてこんでたところがあるんですけど、そこに今、碎石を引いて少し道路を拡幅されてあるという状況がございます。

今現在そういうふうにして埋立てをされて離合場所のように使われている状況なんですけれども、その埋められてある土地については農振農用地の田んぼになっています。いわゆる、違反行為がちょっとありますので、この周辺地域における農業等に及ぼす影響があるんじゃないかなろうかというふうに事務局としては判断をしておりますので、一応、このことについては、事業者のほうに連絡をしまして、そういうふうな違反行為がある場合は承認できませんよというふうな話をさせていただいております。

で、一応、先方からは、この承認が下りる前までには撤去をしますということとは話はしておるんですけども、何らか形に残るように出してくれということで一応、確約書を出していただくということで話をしましたところ、出しますということで回答を得ております。

今、確約書の書面につきましては、ちょっともう出すのは出すんですけど、ちょっと準備中ということで聞き取りをしておりますので、一応、撤去後の写真も提出するよということで伝えております。

一応、報告と審査項目の内容の説明は以上になります。

議 長

それでは、まだ、出してはおんしゃるんですね。こうやって。

事務局

そうですね、今、ちょっと準備中になってます。確約書としてはですね。

議 長

準備中で。うん。

事務局 はい。

議長 それはよかったです。この準備。確約取れとうけん、もう。

事務局 必ず出しますという確約は取れてます、口頭ではですね。

議長 ただいま、報告等がありました。何か質問、意見ありましたら。東司委員。

農業委員 18番、東司です。地元の農業委員としましても、先ほどその意見書を出すときにちょっと呼ばれて話合いをしたんですけども、区長さん含めてしたんですけども。かなりその、終わるのがですね、最初が今年の10月で大体終わるということで、そういうふうなことが地元の人にも周知されとったというか、そういうふうなことやったけども、まあちょっと農振外れとったけんということで、2年間の延長ができるという話が出てきて、それで、ちょっと地元の人もびっくりしたというか、おかしかばいという話もちらほら出てまして。

事務局が先ほど説明しましたように、とても狭い道を今、上って、大型車が行ってるんですけども、ふだんは大体その道も大型車は通行禁止なんですけども、まあ許可を取ってそこに入ってるんですけども。

やっぱり離合が難しく、今言ったように、その田んぼのほうにダンプが離合しよって落ちたんですね。で、それをやっぱりこう回避せないかんということで、その田んぼを埋めて、離合できるような形にして、今、使用している状態で。その田んぼも今、説明があったような田んぼで、その使用者というか事業者に聞いたらもう購入しようという話ですけども、私はその確認もしとらんし、全然それはないよという話をしとります。

やっぱりその、そこいらははっきりしてもらってやってもらわな、ちょっとその地元の人のお考え方もいかにゃないかと思えますし。その反対側の今度は入れようところの下のほうの農地のほうの水路には、やはりあれだけの量が入りようけん、瓦礫っていうよりもその中に含まれた砂ですね、それが雨でやっぱ流れて、その沈殿するところももう小さなもんですけども、それをこして、もう水路のほうに流れ出て、一度は言ってさらえてもらったんですけども、まあそういう心配もありますので、そこいらの確約をはっきり取れた上でやってもらわなまずいんじやないかと私も思っております。

以上です。

議長 これ事務局、把握はできとうの。そこいらのその、あの、雨でしようところ。

事務局

今、東司委員が言われましたように、土砂の水路等への流入につきましては、事務局としても、市の関係部署も把握はしております。

で、一度、関係課が現地のほうに、まあちょうど下側から上って現地調査もそのとき行いまして、業者立ち合いの上でここを水路敷きがあるのに塞がっとうからしゅんせつしろというふうな話。それから、まだほかにも、何ていうんですかね、水路が合流するところとかもちょっと塞がっていつたり、一部里道が崩壊してたりとかっていうのもありましたので、結局、水路が塞がってしまうので、その上を雨水が走って行って、里道も壊れてるっていう状況もありましたので、そこはもう早急に修復して、今後こういったことがないように、小まめにパトロールしてしゅんせつ等まあ改善を行うことということとはちょうど昨年ですかね、指導した経過はあります。

で、今回もそういうふうなことは、もうあれだけの土砂の量ですので、まあちょっとした雨でも流れる可能性が高いので、雨のときとかも現場のほう気にかけて流れ出てるようであれば、きちっとそこは対応するようになっていうことはもう常々言うのはっております。

以上です。

議 長

ちょっと待ってください。何か今ちょっとこう広げとんなろうがね。広げとんしゃところは大体は、その業者が買ったって言いよんしゃあと。

農業委員

ああ、その離合するところ。

議 長

うん。ところの。うん。

農業委員

ばってん、その、やっぱ売買のときは、私のほうに確認書ば、あの。

議 長

うん。3条で。うん。あれ。

農業委員

で、それを押した、私も押した覚えはないですけどね。うん。だけん、その、ただ、その持ち主と、ただ、そういうこと……まあ聞といたしますか、ただ、こう、もう業者がお金払って、こうしてるわなというちょっとそれも自分らも。それは、その売買のあれは事務局のほうも分かると思いたすがないと思いたす。

議 長

うん。だけん、その、事務局、その今、広げとう部分ば、そのそれはいけますよっていう確約と一緒にやね。

事務局 そうですね。そこは少なくとも出しなさいとこと言って、それは分かりましたっていうことは言っていましたので。

議 長 それはやっぱりその地元の集落としては、まあその一遍抜けて、やっぱり離合するために要るけん、ちょっとそれはその転用届なり何なりするがいかんめえ。

事務局 そうですね。

議 長 そいけん、そこいらはその地元のあの、そっちのほうでちょっと今度抜けなったら、そういうふうを広げるなら、ちょっと転用届を出してくださいというふうな格好でしたいと思います。
ほかに。山北委員。

農業委員 14番、山北です。期間の変更ということだけということで上がってますけど、令和5年の10月までだったのが、令和7年の10月まで、2年間の期間の延長というその大きな要因というか、理由っていうのは大体どういうことが期間を延長するような要因になったのか分かっていたら教えて。
それとその内容的なものの変更ではないのか、そこがちょっとはっきりしたことが分かれば教えてください。

議 長 内容的にはその別に変更はありません。その何かいな、そこが、農振かぶつとうと思って事務局は思った。それが、こうそこは除外されてたから、あっ、それって反対かいな、どっちかいな。
農振かぶつとったけん。

事務局 かぶつとうと思って、3年までよって思いよったですけど。

議 長 で、3年までにしとったとが、外れとったけん、5年の延長ができるというふうやったけん2年延長というふうにしたということです。よろしいですか。

農業委員 まあ計画ですから、最初はこのぐらいで終わるやろうっていう予定の期間を組んであったんでしょうけど、まあそれだけその2年間延長しなければならぬような工事内容で、そういうことになったっていうことと判断しているんですか。

議 長 事務局。

事務局 業者のほうから聞き取った内容としましては、まあ当初は3年間で終わるところでの計画を立ててあったんですけど、急な、例えば、災害復旧工事で土砂が必要になったとか、あとはその福岡空港の何らかちよっと工事をされてある部分で、土の搬入が必要になった辺りの理由は業者のほうと言われてあったということでは聞いております。

議長 よろしいでしょうか。荻原委員。

農業委員 19番、荻原です。当初の申請のときに、あんだけの土砂が持ち込まれるので、難しい、あのほうには、水路にはですね、土砂がやはり流入していくんじゃないかということは初めから懸念されておったんですが、実際的にその地元の水利委員さんですかね、5条申請したときの承諾書の中に水利委員さんか区長さんかあれでしょうけど、土砂が流出した場合は、しゅんせつを行ってくださいとか、そういうことがあったのかどうかちよっとお聞きしたかったんです。

それとまた、それがなければ、また地元との協定書か何か結ばれて、実際的にそういう文面を作っていたら、地元承諾をしていただければ一番いいのかなっていう気はします。計画変更ですので、業者のほうは計画変更お願いしますっていう立場なので、今後、地元のほうとの協議をよくされて、どうしても下に土砂が流出されることが懸念されますので、地元との協定を結ばれたらどうかというふうに考えます。

議長 事務局。

事務局 一応、当初の許可申請の際の水利関係の承諾書の条件につきましては、近隣下流域の地権者に迷惑が及ばぬよう十分配慮することっていう書き方にはなってます。

で、まあこれを結局、水路のほうに土砂の流入があったりとかいうふうなところも包括した意味合いで書かれてあるのかなとは読み取れるとは思っております。

議長 その水利委員の承諾というか、その内容にも下流の農地には迷惑をかけないというふうな格好で、かけないようにというふうな格好で記載されてありますので、まあそれを基に十分に管理していただきたいなというふうには思いますが。

農業委員 19番、荻原です。梅雨前ですかね、梅雨前ぐらいにやはり、地元と業者と一緒に下流域を見て回って、土砂が堆積しておる場合はしゅん

せつをお願いしますって言うて、地元のほうからの要望もされたらいいのかなという。

そしたら、流れてもそのうわ水が走らんで田んぼのほうに影響が出ないというふうなこと考えられますので、そういうふうなこともやっぱり今後指導されたらどうかと思います。

議 長 そのように指導を、事務局、お願いしときます。また、地元の農業委員さんもそこいらちょっと十分注意しながら、地元の役員さんと一緒にですね、業者とも一緒にお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、ほかには質問、意見。中原委員。

農業委員 11番、中原です。今、荻原委員の言われたとおり、地元との協議をきちんとして、業者とですね、結んだ後、この期間延長を認めるかどうかというのをしたほうがいいんじゃないかなろうかというふうに私は思います。

議 長 きちんとしていうか、そこに書いてあるけん。そこいらどういうふうにする、事務局。

農業委員 具体的な内容は。

議 長 事務局。

事務局 まあ事務局としましては、一番当初、許可を取られたときに、業者と地元との協定が結ばれてあるものなのかどうか。で、その内容がどういったものなのかっていうのは、ちょっとうちのほうも写し等も持ってない状況なので、ちょっと分からないところではあるんですが。

確かにその、このままもうストレートに当初の計画から何も変わらない期間の延長だけだからということで、まあ素直に通してしまうと、ひょっとしたらその地元のほうで何も取り交わしてないとかっていうところの確認もできないので、まあその、十分な配慮を考えるなら、その中原委員が言われるような内容を一旦ちょっとまあ、最終的にはもう地元と業者さんとの取り交わしにはなるんでしょうけど、その辺りが整った状態で進めるっていうところも、まあ何ていうんですかね、やっぱ安全面というか、今後のそのトラブル防止も含めたら必要なのかなというところは考えられます。

議 長 もうそれだったら、それは延長っていうか。

事務局 継続か何かに。

議 長 うん。継続審議という格好にあれかな。荻原委員。

農業委員 それで、その保留か継続かっていうふうな形で、その審査基準の中で大丈夫ですか、反対に。その、意見の部分で引っかけてから、引っかけてって言うたらいけないけども、そういうふうなことでその継続にしましたっていうことが認められればそれでいいんでしょうけど。

議 長 中原委員。

農業委員 11番、中原です。最初に事務局のほうから11月8日に出されたその区からの、区長からの何ていうんですか、意見書、あれもう一度ですね、ちょっと報告、聞きたいんですけど、お願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 意見書も読み上げさせていただきます。
 一時転用に関する意見書。（糸島市[]ほかにおける）上記表題における一時転用行為は2023年10月6日をもって終了と伺うが、農振地域外であるため、その転用行為の延長に関して、下記理由により停止することを意見表明する。
 理由、現在の土量において、農地復元作付計画は、地元水利委員会として可能と判断する。2つ目が、現行為期間中を観察するに水路の破損や土砂の流入などによる地元住民の苦情を多く受けており、転用者が気づきや補修時における誠意に欠ける。3つ目が、大型ダンプの交通量も多く、地元住民は交通障害での苦言も多くある。（通常、大型は通行禁止区域になっている）。それから、最後4点目ですが、川上六所神社横の道路、（里道）って書いてあるんですが、で、拡幅、[]、[]につき、転用行為の申請が不明であるということを出されてあります。

議 長 はい。もうよかですね。これも含めて、ちょっとやっぱり地元と協議してもらおうか。そいけんそれでその、あの、何かいな、その審査項目っていうかいな、それで適合っていうか、できるとかいな。

農業委員 そんだけの意見書が出ておればですね、このまますぐっていうことにはならないと思うんですよね。そいけん、やはり、意見書が出てるっていうことも行政のほうにお話はされて、やっぱ業者と地元との協定書か何か結ばれるなり。まあ、初め結ばれておられると思いますが、実際的に分かりませんのでそういうふうなことも含めてやっぱ、業者とやっぱ地元とよ

うと協議をされて、そのまま計画変更申請を通すというふうな形が一番いいのかなという気はします。

議 長 はい。

農業委員 8番、古家です。期間のほうはもうしてるんですね、10月6日ということは。そしたら、今、工事はストップしとうわけ。

議 長 事務局。

事務局 一応、10月の6日で期限は迎えておりますので、もう工事自体はストップしております。土砂の搬入も一切ない状態です。

議 長 審査記録か何かば、見に行つとんのかな、沖さんは。

事務局 はい。ちょっと取りに行ってます。

議 長 今ちょっと休憩といたします。

(休 憩)

議 長 事務局。

事務局 事務局のほうとしての方向性といいますか、計画変更の承認の審査項目についてなんですが、fの項目なんですが、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること、この農地転用の許可基準に照らし合わせたところで、当初、計画をされてあった、結局、着工前の状態の排水の計画内容と今の現状から今後の排水計画、当然、土地の形状が変わってますので変わってくるということと、あとは地元のほうからの意見にもありましたように、下流の水路の破損とか土砂の流入ですね、そういったものがあるという意見が出ておる中で、それをそのまま通すということも結局、排水計画が調べてないんじゃないかということは言えるかと思しますので、その今後の、例えば、沈砂池を設けて、そこから少しずつ水路のほうに放流をしていくとか、そういうふうな計画をまとめてもらうというところで、それを業者のほうには求めるということで、今回は継続というかですね、いう形で法律上はちょっとその辺を指摘して。

で、それと合わせて、地元と業者との協定をどうするのかとか、その辺りは一緒に詰めてもらったらどうかというふうには事務局としては考えて

おります。

議 長

今、事務局が言いました、そういうふうにならざるにちよつとして、まあ継続審議というふうな格好に持っていきたいと思ひますが、ほかに何か意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決に移ります。

地元との協議等々もありますので、今回は継続審議という格好に持っていきたいと思ひます。それで、継続審議でいいという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の66ページをお願いいたします。

議案第175号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。また、御審議の後に監督員の指名をお願いいたします。

議 長

これも第1調査部会のほうより調査しております。提案をお願いいたします。

調査部会長

農地改良届出。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の19ページと20ページをお願いいたします。場所については議案書の67ページの地図の場所になっております。

現地見ます中で、作付計画はコスモスということになっておりますので、ほかに作られる作物がないかということをお願いいたします。

また、隣接しますブロック擁壁への土砂の打ちかけについては、その部分についてもどうされるかということをお願いいたします。

ておりましたので、事務局よりその辺について報告をお願いいたします。

また、その中で、後で報告願いますけども、関係各課の意見等については出ておりませんし、必要な改良工事であるということは判断できれば受理相当ということで判断をその点ではいたしております。事務局のほうより報告を願いたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 作付計画につきましては、先ほどコスモスということだけの内容になっておったんですが、聞き取りの結果、コスモス以外には麦の作付を行いますということで回答が来てるそうです。

それから、ブロックへの打ちかけについては、ちょっと図面の北側のところは、ちょうど■■■■■■■■■■のブロック擁壁なんですけど、そこはもう打ちかけになってる状態らしいので、そこはもう同意を取りますということと、あとは西側と南側になりますが、境界から1メートルほど後退して土羽打ち施工をしますと。その後は敷地内にコンクリートブロック施工をして、土砂の、特に南側とかはもう水路敷になってますので、流入がないように検討をしてますということでおっしゃってありました。

以上です。

議 長 ただいま、調査部会と事務局のほうより説明がありました。何か質問、意見ありましたら。古家委員。

農業委員 8番、古家です。以前、ここは苦情か何かあって、何かのついでに調整きたと思うんですね。そこはどこでしたっけ。

農業委員 A班。A班。

農業委員 A班やったですかね。で、そのときに西側ですか。西側の水路にもう事前着工されてあって、土砂の流出っていうんですかね、その埋まってしもうて、その件でその後、どういうふうな解決したのかなと思って。

議 長 事務局。

事務局 今、古家委員言われますように、農地対策で調査行っております。その後、今回の届出人のほうに指導通知送りまして、まあその反応といいますか、ていうのが今回の農地改良届なのかなというふうに事務局としては考えてます。

結果的に、西側のほうは、ちょうど南側のほうからずっとブロックは見

えてたと思います。結局、盛土のほうがちよっと高くはなってるんですけど。で、北側に行けば行くだけ多分、埋まってるんじゃないかなと。もう結局、もともとの盛土のほうが余盛りの状態になってましたので、結局、雨で流れて、で、隣のブロックに打ちかけの状態になってるのが今の現状かなとは考えてます。

そこは、多分、土砂かぶってるので、そこは確認をした上で、そもそもがブロックより余盛りの盛土になってるので、ブロックの天場より高くないようにするなら、もう全体的に削るしかないでしょうという話もしてます。

それだったら、土砂の持っていき先とかも検討しないといけないでしょうから、ブロック積みを2段ぐらいつけば、ある程度、今の、まあ全体的に敷きならしされると思うので、2段ぐらい西側、南側プラスでつければ、ちょうど天場ぐらいになるんじゃないんですかっていう話までして、まあ一旦はちょっと敷地から1メートル下がって土羽打ちはするっていうことなんですけど、一応、コンクリートブロックをその後について、またその土羽打ちはこうまたならしていくような感じで計画されるんじゃないかなとは思ってます。

議 長 よろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議 長 まあその事前着工というか、違反転用してあったとすれば、あれやないかな、始末書ば書いて出してもらわな示しがつかんっちゃないかな。

農業委員 結構、地元でですね、結構、問題なんですよ、この方。ああやって言われるんですよね。

議 長 まあ、その方は別として、農地の話をしておりますので。

農業委員 その前もブドウ畑ってということでされてたんですよ。結局、作付もしないし、ほったらかし状態、で、地元の方から大体、何とかいなくなっていうようなことばかり自分がやっぱり言われるもんやけん、ちよっと、ては聞きましたけど。

議 長 始末書ば書いてもらって、あの、あれしたいと思います。
ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 なかつたら採決に入ります。
無断転用ですので、始末書を書いてもらうということで、この農地改良
届については受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。
それでは、監督委員を古家委員、お願いします。

議 長 次の議案に入ります。事務局。

事務局 それでは、議案書の70ページをお願いいたします。
議案第176号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」利用権の
設定になりますので提案をさせていただきます。
資料につきましては、別冊、事前に郵送させていただいた資料で願
いいたします。

事務局 それでは、糸島市農用地利用集積計画について御説明をいたします。資
料をもしお持ちでない方は予備がありますのでおっしゃってください。

それでは、御説明させていただきます。今回、提案いたします農用地利
用集積計画です。今回、こちらが承認されますと11月16日から権利設
定となる予定となっております。筆別で申し上げますと、今回利用権設定
面積は113.5ヘクタール、596筆となります。各個別の設定内容に
つきましては、別冊の1ページ以降、借り手の住所順に記載をしており
ます。今回の計画が決定された場合、議案書の71ページに記載をしており
ます資料の下段枠内に記載をしておりますとおり、農林水産省耕地面積統
計による市内の耕地面積における認定農業者の耕作率は60.1%となり
ます。

また、2020年農林業センサス経営耕地面積、こちらが農業経営者が
実際に経営している耕地面積ですが、認定農業者の耕作率は76.7%と
なります。

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法の規
定により農業委員会の決定を求めるものです。なお、借り人の耕作面積が
ゼロになってらっしゃる方がいらっしゃいますが、11月に貸し借りの満
期を迎えるため、書面上ゼロになってらっしゃる方がいらっしゃいます。

また、貸付地がある方も何名かいらっしゃいますが、親子間での貸し借

りをされているため反映されている方であったりだとか、地域の農地集積のため、もしくは、畑については貸してらっしゃるなどの理由によって貸付地がある方がいらっしゃいます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

以上、提案がありました。この中に新規就農者が4名いらっしゃいますので、第1調査部会で面談を行っております。報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、面談資料は議案書の83ページから98ページをお目通しいただきたいというふうに思います。

その中で、今回の調査部会の面談案件については、60番の■■■さんと111番の■■■さん、それと112番の■■■さんですね、それから、311番の■■■さんと面談をいたしております。

それです、60番の■■■さんですけども、子供のときから稲作やイチゴ栽培の手伝いをされとったということでありました。以前は、おじさんやおばさんが中心となって農作業をされておったようですけども、高齢になられまして、現在は、いとこの方が農業的には1人で行っておられるという状況であるようです。

いとこの方1人では限界があるような状況をお聞きしとりますし、まあ先祖代々つながっております農地を自分の代で終わらせるわけにはいかないという熱意をしっかりと持った方でありました。就農の決意をされておるという状況でお聞きいたしております。

そういう方でございますので、一気に全てを引き受けるということではできないので、少しずつ規模を、自分の分の規模を増やしてまいりたいということをおっしゃっております。

調査部会の面談の中では、特に本人の熱意は十分面談時感じましたし、また、今後、頑張っていたきたいということをお伝えをいたしております。

それと、111番の■■■さんですけども、15年ほど前に糸島のほうで貸し農園で野菜作りのきっかけがあつて、体験したことが今につながっておると言われております。就農するに当たつてのきっかけづくりになつるといことが言われております。この頃、それこそ勤めてあつた会社を退職されたという状況になっております。で、本格的に今後農業をやつていきたいということをおっしゃっていました。

現地を確認いたしておりますけども、まあ小松菜やカツオ菜、シュンギク等を現在は栽培をされておりました。

今後の規模拡大等でございますけども、規模拡大を図つていきたいということをおっしゃられますし、調査部会としましては、現地を確認します中でも、きちんと管理されてあるということをお断りいたしております。拡

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の72ページをお願いいたします。

議案第177号「糸島市農用地利用集積計画の審議について（所有権移転）」となります。提案をさせていただきます。番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長

ただいま提案が出されました。何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので採決に移ります。

基盤強化促進法に基づく利用集積計画について異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

以上で全ての議案が終了しました。

その他の項に移ります。

令和5年11月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

5 番 原 田 正 成

18番 東 司 時 隆

